

## 社会福祉法人海士町社会福祉協議会民生融金貸付規程

### (目的)

第1条 社会福祉法人海士町社会福祉協議会（以下「海士町社協」という。）は、生活に困窮する世帯の自立の支援を目的として、生活の維持に必要な資金の貸付けを行うものとし、その取り扱いについては、この規程に定めるところによる。

### (名称)

第2条 この貸付資金は、社会福祉法人海士町社会福祉協議会民生融金（以下「民生融金」という。）と称する。

### (貸付対象)

第3条 民生融金の貸付対象は、海士町内に住所を有する（住民登録者）、生活に困窮する低所得者等であって、他より融資を受けることが困難で、緊急な資金の融資を必要とする者とする。ただし、真に急迫状態の場合は、海士町社協の判断とする。

2 前項に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は貸付対象から除くものとする。

- (1) 民生融金の貸付けを受けている者（以下「借受人」という。）で、その償還が完了していない者
- (2) 民生融金の貸付けを受けたことがある者で、正当な理由なくして長期に亘る滞納等を行ったことがある者
- (3) 借受人と同居又は生計を一にすると判断される者
- (4) 借受人の連帯保証人となっている者
- (5) その他第1条に規定する目的に該当しないと判断される者

### (貸付金の限度額)

第4条 民生融金の貸付金（以下「貸付金」という。）の限度額は、50,000円とする。ただし、緊急現金貸付にあたっては、10,000円以内とする。

### (貸付金の償還方法及び償還期限)

第5条 貸付金の償還方法は、分割償還又は一括償還とする。

2 償還期限は借用申込書に記載した期日の翌月1日から起算して12ヶ月目の末日までとする。ただし、緊急現金貸付にあたっては、貸付した月の翌月から5ヵ月以内とする。ただし、特に必要と認められた場合は、10ヵ月以内とすることができる。

3 借受人は、前項に規定する償還期限までの範囲内で償還方法及び償還計画を定め、これに基づき誠実に償還を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、借受人は、いつでも繰上償還することができる。

### (貸付金の利子)

第6条 貸付金の利子は、無利子とする。

### (借入の申込み)

第7条 民生融金の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、借入申込書（様式第1号）を海士町社協会長に提出しなければならない。

2 緊急現金の借入申込者は、その居住地を担当する民生委員（以下「担当民生委員」という。）に申し出て担当民生委員の証明がある借入申込書（様式第2号）に署名捺印の上、海士町社協会長に提出するものとする。ただし、真に急迫な場合は、担当民生委員を経由せずに海士町社協会長に提出するこ

とができる。

(審査会)

第8条 借入の申込み、貸付金の償還猶予及び資金の償還免除等の適否を審査し、会長へその審査結果を意見具申するため、審査会を設置する。

- 2 審査会は、事務局長、及び担当職員をもって構成する。
- 3 審査長は事務局長とし、審査会の運営は事務局長が行う。
- 4 審査会は、次に掲げる事項について審査する。
  - (1) 貸付けの適否
  - (2) 貸付金の償還猶予の適否
  - (3) 貸付金の償還免除の適否
  - (4) その他会長が必要と認める事項

(貸付決定及び貸付金の交付)

第9条 会長は、民生融金の借入の申込みがあった時は、借入申込書等について前条に規定する審査会が具申する審査結果をふまえ、貸付けの決定をするものとする。

- 2 会長は、民生融金の貸付けを決定した時は、借入申込者に対して民生融金貸付決定の通知を行い、借入申込者から借用申込書の提出を受け、貸付金を交付するものとする。
- 3 緊急現金借入のため借入申込書の提出があったときは、直ちに決裁の上、速やかに貸付を行うものとする。

(貸付金の償還猶予)

第10条 会長は、借受人又は借受人の属する世帯が災害その他やむを得ない事由のため、定められた償還期限までに貸付金を償還することが著しく困難になったと認められる時は、償還猶予申込書(様式第3号)を、担当民生委員の証明を付して海士町社協会長に提出しなければならない。

- 2 緊急現金の貸付を受けた借受人が、災害その他やむを得ない事情のため、定められた償還期日までに資金の償還ができず、貸付金の償還猶予を受けようとするときは、償還猶予申込書(様式第4号)を、担当民生委員の証明を付して海士町社協会長に提出しなければならない。
- 3 海士町社協会長は、前項の規定による償還猶予申請書(様式第3号もしくは様式第4号)を受理した時は、内容を審査し、やむを得ない事情があると認めたときは、借受人の申請に基づき資金の償還を猶予することができる。

(貸付金の償還免除)

第11条 会長は、借受人のやむを得ない事情等により貸付金を償還することができなくなったと認められる時は、借受人の申請について第8条に規定する審査会が具申する審査結果をふまえ、借受人に対し、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

(連帯保証人)

第12条 借入申込者は、連帯保証人を1名立てなければならない。ただし、緊急現金貸付にあたっては、不要とする。

- 2 連帯保証人は、民生委員を除いた、原則として海士町内に住所を有し(住民登録者)、かつ、その世帯の生活の安定に熱意を有する者とする。ただし、借入申込者の状況から海士町内に居住する連帯

保証人が得られない場合には、会長が債権管理等に支障がないと判断する場合に限り、島根県内に居住している者を連帯保証人とすることができる。

3 次の各号に掲げる者については、連帯保証人となることはできない。

- (1) 第3条第2項第1号、第2号及び第3号に規定する者
  - (2) 債務整理において、任意整理、調停及び破産の当事者となっている者、又はその前歴のある者
  - (3) その他会長が適当でないと判断した者
- (借受人及び連帯保証人の責務)

第13条 借受人は、借入の目的に即した貸付金の使用や、社協及び民生委員等が行う必要な援助指導により、経済的及び社会的な自立を図り、安定した生活を送れるよう努めなければならない。

2 借受人は、会長へ提出した借用申込書に定めた償還約定により、最終償還期日までに貸付金を償還しなければならない。なお、これにより難い事由が発生した時は、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

3 連帯保証人は、借受人が前項に規定する責務を怠り、正当な理由なくして第5条第2項に規定する償還期限までに貸付金を償還しなかった時は、償還期限の翌日から起算して12ヶ月以内に分割償還又は一括償還の方法により、償還未済額の全部を弁済しなければならない。

4 借受人又は連帯保証人は、住所、氏名又は連絡先の変更等、民生融金借入書に記載した事項の異同が生じた時は、遅滞なくその旨を会長に届け出なければならない。

5 その他、借受人及び連帯保証人は、会長へ提出した借用申込書に定める約定を遵守しなければならない。

(民生委員の役割)

第14条 担当民生委員は、借入申込者の相談窓口として社協との取次ぎを行うとともに、民生融金の貸付対象となる者及び世帯等について調査を行い、その実態を把握し、借入申込者が会長へ提出する借入申込書に意見を付すものとする。

2 民生委員は、借受人の生活の安定を図られるよう、必要な援助活動を行うとともに、必要な場合においては社協と連携を図り償還指導等を行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第15条 民生融金に係る個人情報の取り扱いについては、社協が別に定める社会福祉法人海士町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づくものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は海士町社協会長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前の借入申込みに基づく資金の貸付け及びこの規程の施行日前に既に貸付けを行っている者の取り扱いについては、なお従前の例による。